

## 安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第129回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和5年9月22日（金）午後1時20分から午後2時7分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名（委員名簿非公開）
5 市側出席者	山田課長、由井係長、黒岩主査、城田主事（都市計画課） 高木課長、高山課長補佐（建築住宅課）
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和5年9月25日

### 1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
- (4) 意見聴取
- (5) 内容確認
- (6) その他
- (7) 閉 会

### 2 議事概要

#### 【1】報告事項

- ・第128回土地利用審議会議事録について  
…誤字を1点確認。その他については誤り等のないことを確認した。
- ・（仮称）三郷楡地区 地区土地利用計画の動向について  
…事務局の方針について報告した。

#### 【2】意見聴取

- ・案件①  
資料説明（事務局）

○隣接地に同一所有者の土地が存在するが、当該箇所が開発に含まれていないのは何故か。  
→別事業者による別開発が予定されている。条例手続きも別途進められている状況である。

○住宅系開発に関する指針では、「敷地にゆとりをもち、緑地空間を十分に確保していること。」とあるが、宅地延長部分を除くとほとんどの区画が敷地面積300㎡を下回るが、問題ないのか  
→現行規定下では、「宅地延長部分を含めて300㎡以上の敷地面積の確保」を指導している。緑地空間の確保については、事業者や分譲地の購入者に適切な指導をして参りたい。

○南側に隣接する農地への影響も懸念されるが、どのような指導をされているか。  
→今回開発は農地転用を伴うものであるため、ご指摘のあった南側農地への影響等も農業委員会から指導がされており、転用申請の段階では土地改良区その他関係機関等との協議が整うものと見込んでいる。

(その他意見なし)

・ 案件②について  
資料説明 (事務局)

○水路の付け替えについて、詳細な説明をお願いしたい。  
→開発区域内を横断する水路が2つ存在しているが、この内1つを開発区域境界に沿わせる形で迂回させる計画である。なおもう一つの水路は現状のまま残す予定である。

○市道認定を予定している箇所に存在する樹木は、全て伐採予定なのか。  
→そのとおりである。  
○伐採により緑地空間にも影響が生じるので、事業者等へ適切な指導をお願いしたい。

○開発緑地は、どのような仕上げが予定されているか。  
→具体の仕上げについては未定である。今後の維持管理の面を踏まえて、造成事業者がどのような仕上げをしていくかは今後の協議となる。  
○市道築造に伴って既存植栽を伐採することも踏まえて、適切な緑化を事業者に指導するようお願いしたい。

○道、いわゆる赤線も付け替えを実施するのか。  
→そのとおりである。当該赤線については、機能を残してほしいとの地元要望があり、事業者が付け替えを計画したものである。

(その他意見なし。緑化について、事業者に対して必要な指導を実施することで意見集約。)

【3】内容確認

【4】その他

・ 次回審議会日程 (事務局)

以上